

平成 29 年 8 月 10 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- | | |
|--|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うちガスコンビネーションレンジ（都市ガス用）1 件） | 1 件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うちエアコン 1 件、椅子 1 件） | 2 件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち電気こんろ 1 件、エアコン 2 件、
携帯電話機（スマートフォン）2 件） | 5 件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）
において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会
製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

（本発表資料の問合せ先）

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：柳川、平野、清重

電 話：03-3507-9204（直通）

F A X：03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700267	平成29年7月26日	平成29年8月7日	ガスコンビネーションレンジ(都市ガス用)	GMO-S1100HBS(株式会社ハーマンブランド・型式DR501EMH)	鳥取三洋電機株式会社(現 三洋テクノロジー株式会社)鳥取株式会社(株式会社ハーマンブランド)	火災	当該製品を使用したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	製造から20年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700266	平成29年7月24日	平成29年8月7日	エアコン	48-726(大阪ガス株式会社ブランド)	三洋電機株式会社(大阪ガス株式会社ブランド)	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から20年以上経過した製品 平成29年8月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201700272	平成29年7月15日	平成29年8月8日	椅子	MOC-41BL	株式会社カインズ(輸入事業者)	重傷1名	事務所で当該製品に着座し、背もたれに寄り掛かったところ、背もたれ部が破断し、転倒、背中を負傷した。現在、原因を調査中。	愛知県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700265	平成29年7月18日	平成29年8月7日	電気こんろ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から25年以上経過した製品
A201700268	平成29年7月26日	平成29年8月7日	エアコン	火災	異音がしたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から15年以上経過した製品
A201700269	平成29年7月28日	平成29年8月7日	エアコン	火災	当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	広島県	
A201700270	平成29年7月27日	平成29年8月7日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	車両内で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201700271	平成29年7月11日	平成29年8月8日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	平成29年8月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

エアコン（管理番号：A201700266）



椅子（管理番号：A201700272）

